

長崎市農業委員会 令和2年4月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年4月27日(月) 14:00 開会
15:10 閉会
- 2 会 場 長崎市選挙管理委員会事務局会議室(長崎市大黒町3番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 松本 正登
- 4 出席農業委員(16名)
岩本 隆 後山 裕義 小川 博 帯山 安敏 田平 孝廣
鳥越 悦子 永岡 亜也子 野口 栄孝 平尾 政博 松尾 隆治
松本 正登 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄
山脇 貞雄
- 5 出席推進委員
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず
- 6 欠席農業委員(1名)
上川 満治
- 8 出席職員
【水産農林政策課】山田課長補佐
【農林振興課】相川課長、徳重企画農政係長、末永営農指導係長、高島林務係長
森下農業センター所長、宮本いこいの里管理事務所長
【農委事務局】向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただいまから令和2年4月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項1の「令和2年度水産農林部農林関係事業計画及び予算について」の説明のため、水産農林部より、職員の方に出席していただいております。本日はよろしく願いいたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、4月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今回もコロナウイルス感染拡大防止ということで、このような形の開催になりました。皆さんも感染には十分注意をされまして、行動をしていただきたいと思います。それでは、座って議事を進めさせていただきます。委員定足数報告を、事務局からお願いします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席が16名、欠席が1名で、農業委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、4月21日の運営委員会で協議をいたしまして、今月も先月に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、総会出席者を議決権のある農業委員に限らせていただく措置を取らせていただきますことを併せてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。永岡亜也子委員と野口栄孝委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永岡委員・野口委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いします。本日は、付議事項が7件ございますが、先ほど山下事務長からご紹介がありましたとおり、水産農林部から職員の方に出席をしていただいております。時間の都合もございますので、先に、報告事項1「令和2年度水産農林部事業計画及び予算について」水産農林部から説明をお願いします。

○水産農林政策課課長補佐 一資料に基づき説明一

○農林振興課長 一資料に基づき説明一

○議長 水産農林部の職員の方には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

一 水産農林部職員退席 一

○議長 それでは総会を進めさせていただきます。第1号議案「令和2年度農業委員会事業計画について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 第1号議案についてご説明いたします。資料をご覧ください。令和2年度に実施する事業の概要及びスケジュールについてご承認をいただく必要があるため、本議案を提出するものです。まず、1 農業委員会の運営及び活動ですが、(1) 総会、運営委員会等の開催につきましては、総会や運営委員会を毎月開催し、総会の議事録を作成してホームページ等で公開することとしております。(2) 農業委員会の活動計画の策定等につきましては、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、ならびに、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定するものです。なお、農業委員会等に関する法律第37条におきまして、情報の公表が定められておますので、農業委員会におきましては、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、6月末までにホームページで公表し、7月末までに長崎県を通じて九州農政局へ報告することとしております。また、農業委員会の活動実績を記録しておく必要がございますので、委員の皆様におかれましては、農業委員会活動を行われた際には、活動内容を活動記録カードに明確に記録いただき、毎月の総会時に農業委員会事務局へ提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2 農地等の利用の最適化の推進についてですが、(1) 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、年間を通して取り組むこととしております。次に、(2) 農地利用状況調査・農地利用意向調査につきましては、11月までに農地利用状況調査を行い、11月末には農地利用意向調査の発出のほか、8月を無断転用防止強化月間として、広報ながさき等により無断転用発生防止の周知を行うこととしております。次に、(3) 非農地判断業務につきましては、再生困難な農地について、毎月、農業委員会総会の議決を経て、非農地判断を行い、所有者、その他関係部局へ通知を行うこととしております。次に、(4) 遊休農地対策検討委員会につきましては、農地利用状況調査手法や遊休農地所有者等への指導方法の検討のほか、遊休農地の有効な解消策等について検討するため、6月と11月の2回開催する予定としております。次に、(5) 農地の情報発信につきましては、農業委員会で把握している農地情報を全国農業会議所が開設している農地情報公開システムにより、インターネット上で一定の農地情報を公表するほか、農業委員会窓口におきましても閲覧希望者の請求に応じて閲覧用農地台帳により公表を行うこととしております。次に、(6) でございますが、令和元年度は、ながさき農業委員会1・1・1運動として、県下全農業委員会で、農地利用の最適化実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、統一した取り組みを行いました。令和2年度につきましても、同様の取り組みが行われる予定ですが、その内容につきましては、5月に開催予定の農業委員会会長・事務局長会議において決定されることとなりますので、その結果を受けまして、年間を通じて、その実践活動に取り組むこととしております。

続きまして、3 農地等利用最適化推進等の意見提出でございますが、(1) 農地等利用最適化推進施策の意見書提出につきましては、昨年度と同様に 10 月に長崎市長へ提出予定としております。次に(2) 農業者等との意見交換会ですが、委員の皆様におかれましては、人・農地プラン地区別懇談会や担当地区内での農業者の話し合いの場に参加いただき、地元の農業者の意見を汲み上げていただきますようお願いいたします。また、長崎市へ提出した意見書のほか、地区別懇談会等では出されました意見を取りまとめて令和3年2月末までに長崎県農業会議へ報告書を提出します。その後、長崎県農業会議は、各農業委員会からの報告書の内容を踏まえて、国や県に対して意見書を提出することとなっております。

資料裏面をご覧ください。4 農業の担い手育成・支援でございますが、(1) 認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては、長崎市担い手育成総合支援協議会や農協、県、農林振興課と連携を取りながら、認定農業者制度の周知や認定農業者の認定申請の支援などを行い、担い手の育成及び確保に努めて参ります。(2) 農業者年金加入促進事務につきましては、今後も戸別訪問を主体とした加入推進を行い、新規加入者の確保に努めていく必要がございます。なお、昨年度の目標値は3人でしたが、実績としては、2人の新規加入となっております。今年度の目標値については、先ほどご説明しましたとおり、5月の会長・事務局長会議において決定される予定です。次に、(3)長崎市農業者年金受給者協議会につきましては、役員会、総会等の会合のほか、通年で受給者協議会や農業者年金の加入促進を行っていく予定としております。次に、(4) 農委だよりの発行についてでございますが、今年度も年2回発行することとしております。次に、(5)全国農業新聞購読推進事業につきましては、全国農業新聞の購読目標部数は、昨年度は、148部でしたが、こちらも5月の会長・事務局長会議において決定される予定です。

次に、5 組織の改革推進でございます。(2) の研修ですが、県農業会議主催の研修が8月開催の予定となっております。また、他都市への視察研修ですが、今年度も長崎市農業振興会からの補助を活用した視察研修を実施したいと考えておりますが、研修会及び視察研修に関しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によりましては、実施が難しい場合もあることが予想されますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

最後に、6 その他の事務事業といたしまして、(1) の国有農地管理事務や(2) の農業者年金受託業務など4つの事業を実施する予定としております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

- 意見等なし -

○議長 意見等ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案「令和2年度農業委員会事業計画について」原案どおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思っております。なお、各委員におかれましては、この事業を推進するために個々の計画を立てて、各地域での委員活動を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、第2号議案「農地台帳登載申請の承認について」ですが、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」1番及び2番と関連がございますので、併せて審議を行います。それでは事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 第2号議案、農地台帳登載申請の承認についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地に関する説明については、第3号議案においてご説明いたしますので、本議案では申請者の就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。申請者は、琴海村松町にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり本人と妻の2名で、年間の農業従事日数は合計160日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、令和2年3月に使用貸借権の設定を行った琴海形上町の農地と、今回、農地法3条により取得する琴海村松町及び西海町の農地で、野菜や柿、シバなどの栽培を行うこととしております。収穫物については当面は自己消費や親類に配ることとしていますが、状況を見ながら今後出荷についても考えていくとのこと。主な農機具等につきましては、耕うん機1台、草刈機1台、農用施設として農業用倉庫1棟を所有しておられます。引き続き、申請者からの農地に係る申請につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは、第3号議案1番と2番は関連がございますので併せてご説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。第3号議案1番は、琴海村松町在住の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆513㎡について、琴海村松町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で農業経営が困難なためであり、譲受人が新規就農のためでございます。続きまして2番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、西海町の農地1筆302㎡について、子である琴海村松町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものです。申請理由としましては、譲渡人が高齢で農業経営が困難なため息子へ贈与するものであり、譲受人が新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海村松町のほうの航空写真でございます。村松小学校の北側に位置しております。次が、琴海村松町の拡大した写真でございます。次が、琴海村松町の現地の写真です。次が、西海町の航空写真でございます。長崎明誠高校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たすものでございます。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で160日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,815㎡であり、新規就農の下限面積

1,000 m²の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、4月17日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案並びに第3号議案1番及び2番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案並びに第3号議案1番及び2番について、原案のとおり承認及び当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案並びに第3号議案1番及び2番について、原案のとおり承認及び当委員会において許可することに決定いたします。続きまして第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から残りの3番及び4番の議案の説明をお願いします。

○農地係長 第3号議案3番と4番については関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書は3ページをご覧ください。まず3番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆1,976 m²について、娘婿である川原町の〇〇さんが10年間の使用貸借権を設定するため、許可申請がなされたものです。申請理由としましては、譲渡人が高齢で農業経営が困難なためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。続きまして、4番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆654 m²について、娘婿である川原町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で農業経営が困難なためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。3番の宮崎町の農地が、川原大池の西側に位置しております。4番の川原町の農地につきましては、川原大池の北西に位置しております。次が宮崎町の農地を拡大したものです。次が宮崎町の現地の写真です。次が川原町の農地を拡大した写真です。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,838 m²であり、下限面積3,000 m²の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、4月16日に 田平孝廣農業委員、森部ルミ子推進委員 立会いのもと現地を確認していただき、

特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案3番及び4番について説明がございましたが、このことについて、ご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案3番及び4番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案3番及び4番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。本件は、昭和53年11月より、既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。為石漁港の西に位置しております。次が、拡大した写真です。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図です。建物の雨水排水については、道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は、公共下水へ放流するものです。次が、現地の写真です。立会につきましては、4月16日に田平孝廣農業委員、森部ルミ子推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。2番は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、共同住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南東に位置しております。次が拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、共同住宅の配置図でございます。2棟建築される予定でございます。次が、利用計画図でございます。建物の雨水排水については敷地内の側溝を通じて水路に放流し、汚水及び生活雑排水は公共下水へ放流するものでございます。次が現地の写真です。立会につきましては、4月17日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

○森山委員 2番ですが、地目で現況が休耕地となっておりますが、何か作ってあったと思います。休耕地ではないと思います。

○農地係長 今は何も作られていないということで、申請書では休耕地となっております。

○森山委員 休耕地だったら、昨年の利用状況調査とちょっと違うと思うので、その辺確かめてください。

○農地係長 わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書は、5ページをご覧ください。本件は、脇岬町在住の〇〇さん及び東大阪市在住の〇〇さんが所有する脇岬町の農地2筆について、脇岬町在住の〇〇さんが駐車場用地に利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎地域センターの東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。10台の駐車を予定されていらっしゃいます。雨水排水については現状のまま利用するため自然流下により道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会につきましては、4月16日に森部ルミ子推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、5番については、私の同居の家族が対象の案件となっておりますので、個別に最後に審議いたします。それでは事務局からまず、5番を除く議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。1番は、松原町の〇〇さんが所有する、松原町の農地8筆4,326㎡について、娘である小峰町の〇〇さんが10年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の西北に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。設定後の経営面積は7,191㎡となり利用につきましては、樹園地と水稻を行っております。現地調査は4月6日に松本正登農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地2筆2,332㎡について、長浦町の〇〇さんが、10年間の使用貸借により利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の西北に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。設定後の経営面積は、7,135㎡となり、利用につきましては水稻を行っております。現地調査は、4月17日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。第6号議案3番でございます。3番は、飯香浦町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地18筆8,685㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、集積計画一括方式により、今説明いたしました農地18筆8,685㎡について、10年間の使用貸借により、子である飯香浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,780㎡となり、利用につきましては主にイ

チゴの栽培を行っております。なお、本件は農業者年金経営移譲年金の対象農地となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の西側から南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。拡大したものがあと3枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が9枚ほどございます。現地調査は、4月6日に野口栄孝農業委員、峰忠幸推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第6号議案4番についてご説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。4番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,616㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,616㎡について、10年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,210㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、4月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。第6号議案の6番でございます。6番は、松原町の〇〇さんが所有する松原町の農地4筆1,884㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆1,884㎡について、10年間の使用貸借により、松原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,022㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は、3月6日に松本正登農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、7番でございます。7番は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地3筆2,731㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,731㎡について、10年間の賃貸借により、宿町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,525㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、3月26日に森山安男農業委員、松野安彦推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案1番から4番及び6番

並びに7番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案1番から4番及び6番並びに7番について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案1番から4番及び6番並びに7番について計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第6号議案5番について審議いたしますので、議長を松本会長職務代理者と交代し、一旦、退席させていただきます。

— 平尾会長退席 —

○議長代理 それでは、平尾会長に代わりまして、議長を務めさせていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、第6号議案5番についてご説明いたします。議案書は、8ページをご覧ください。5番は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆1,305㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,305㎡について、10年間の賃貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、14,136.78㎡となり、利用につきましては普通畑を予定されています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南西に位置しております。次が拡大したものです。次が現地の写真です。現地調査は4月17日に久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長代理 ありがとうございます。ただいま、事務局から第6号議案5番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長代理 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案5番を計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長代理 ありがとうございます。第6号議案5番について計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き議案審議を行いますので、平尾会長の復席を認め、議長を交代いたします。

― 平尾会長復席 ―

○議長 それでは引き続き、第7号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第7号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次案件につきましては、議案書の10ページから18ページに掲載しております。18ページの表の一番下の方に集計をしておりますが、対象地は神浦北大中尾町、神浦上大中尾町及び、神浦夏井町の計359筆、面積で167,380㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。こちらが神浦北大中尾町の航空写真でございます。次が、神浦上大中尾町です。次が、神浦夏井町です。次が神浦北大中尾町を拡大した航空写真です。拡大した写真があと2枚ほどございます。続きまして神浦夏井町を拡大した航空写真です。次が、現地の写真です。現地の写真があと8枚ほどございます。こちらは神浦上大中尾町の現地の写真です。現地の立会いは、3月13日に帯山安敏農業委員にお願いしております。こちらが神浦夏井町の現地写真です。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、議案書は19ページをご覧ください。非農地判断の個別案件でございます。申出件数が4件、合計筆数が18筆、合計面積が26,054㎡について、非農地通知申出書が提出されております。まず2番は、戸石町在住の〇〇さんが所有する、牧島町ほか3筆の農地で、面積は1,095㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。東長崎公園の南東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、4月15日に鳥越悦子農業委員、尾崎正孝推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、藤田尾町在住の〇〇さんが所有する、藤田尾町ほか8筆の農地で、面積は24,366㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。千藤トンネルの西側に位置しております。次が、拡大した写真です。拡大した写真があと3枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと8枚ほどございます。現地の立会いは、4月9日に三浦孝路推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、古賀町在住の〇〇さんが所有する古賀町の農地で、面積は、85㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の南東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立合いは、4月15日に松本正登農業委員、赤瀬孝則推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、西北町在住の〇〇さんが所有する浜平2丁目ほか3筆の農地で、面

積は合計 508 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎東高等学校の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立合いは、4月16日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項2「令和2年度 農業委員会予算等について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項2、令和2年度農業委員会予算等についてご説明いたします。資料をご覧ください。1ページから3ページには、令和2年4月からの事務局職員の事務分掌を記載しております。職員の担当地区につきましては、昨年と同様になっております。各職員の担当事務につきましては、後ほどご確認いただければと思います。続きまして、4ページをご覧ください。令和2年度一般会計当初予算でございます。令和2年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。令和2年度の予算総額は3,506万1千円で前年度の予算総額と比較しますと、67万8千円の増となっております。主な要因ですが、減の要因としまして、4ページの一番下の6の農地情報管理システム運営費における、農地台帳調整のための臨時職員の賃金などが22万1千円の減、及び5ページの7の農業委員会費事務費における事務局公用車の修繕費及び公課費が5万7千円の減となったことによるものでございます。増の要因としまして、資料4ページ、3の農業委員・推進委員活動費につきまして、7月の農業委員及び推進委員の改選により、委員数が定数どおりとなることに伴い、委員報酬、及び新任委員に係る被服費等の経費が85万4千円の増となったことによるものでございます。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項3、事務局長専決事項についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がございました。続きまして、資料は4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内の転用の届出が、3件提出されております。続きまして、5ページから6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、10件提出されております。合計19件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、4月10日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数及び申請面積、並びに市町別件数につきましては、後ほど資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1、全国農業新聞の定期購読者の獲得について事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。令和元年度3月末時点の購読目標達成状況を記載しております。令和元年度は、14部の新規申込みがありましたが、16部の購読中止がございましたので、差し引き2部の減となり、購読部数は146部となり、目標部数148部より2部下回る状況でございました。令和2年度目標部数については、まだ、決定されておませんが、少しでも購読者が増えるよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、次に、その他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 2、農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出についてご説明いたします。資料は、2 ページ及び3 ページになります。令和元年度下半期の活動記録集計表になります。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の配分を受けるための証拠書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活動時間や活動内容の記入漏れ等がないか、ご確認の上、提出いただきますよう、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他、皆様方から何かご意見、ご質問ご報告等ございませんか。なんでも結構です。

○森山委員 先日から農業委員、農地利用最適化推進委員の募集があっておりましたが、状況的にはどうなのか、今後のスケジュールはどうなっているのか教えていただけませんか。

○農政管理係長 わかっている範囲でご説明をさせていただきます。今ちょうど、選定審査会の委員を先々週に任命させていただきました。明日2回目の選定審査会を行う予定としています。その後、市長に報告をさせていただきます。その後6月の議会で議会の承認を得てという流れになりますので、今まだ選定審査会を行っている最中ということになります。以上です。

○森山委員 定員に対して応募はどのくらいですか。

○農政管理係長 農業委員の定員19名に対して22名の応募がある状況です。

○森山委員 推進委員は。

○脳裏瀬管理係長 24名の定員に対して27名応募があります。

○森山委員 どちらもオーバーしている状況。

○農政管理係長 そうです。

○森山委員 農業委員の結果については、いつ頃わかりますか。

○農政管理係長 結果については、6月議会で承認をしていただく必要がございますので、その後ということになります。

○森山委員 7月になるということ。

○農政管理係長 そうですね、はい。

○事務長 農業委員につきましては、平成29年の時も第1回の農業委員会の総会の時に市長が招集をかけるんですけども、そのときに辞令の交付をさせていただくということです。推進委員につきましては、第1回の農業委員会で、農業委員の皆さんで審議・審査をしていただきまして、定員を超えている部分につきましては、投票とかそういった方法で決定していただくというふうな段取りになっています。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項3「令和2年5月、6月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3「令和2年5月、6月の行事予定」についてご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。まず、5月の予定ですが、8日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農業会館で開催される予定となっており、平尾会長が出席される予定です。21日木曜日、農業委員会運営委員会を14時から、28日木曜日に農業委員会5月総会を14時から開催することと予定しております。次に、6月の予定ですが、10日水曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催される予定となっており、平尾会長が出席される予定です。22日月曜日、農業委員会運営委員会を14時から、29日月曜日、農業委員会6月総会を14時から開催することとしております。

なお、例年どおりであれば、長崎県農業会議農業委員会新事務局長研修会、農業委員会会長・事務局長会議・研修会研修会などの会議が開催される予定になっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響等により、現時点では開催の有無も含め日程が確定しておりませんので、わかり次第随時連絡させていただくこととさせていただきます。行事予定については以上です。

○議長 それでは、以上をもちまして4月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間お疲れさまでした。